

日介連ニュース

巻頭言 日本介護事業連合会 会長 愛知 和男

日介連ニュース 9 月号からの続きとなります。

前編は、右下 QR コードよりご覧ください。

一番 先端 (現場) では、介護士の皆さんあるいはお医者さんの皆さんこういう人たちが自分が担当する患者さんがどういう気持ちで最期を迎えているのかどういいう気持ちで終わりたいと思っているのか。というようなことを良くわかる人じゃなきゃいけない。

そういったことを介護事業連合会で取り組んでいく所存です。ものすごく大きな、ある意味で崇高な課題に取り組む必要があると思っております。

それから介護の話は日本だけの問題じゃないです。世界の国々の人たちとの協議を通じて我々が考える介護はこうだと相手の国は風習も文化も違いますから自ずと違うと思うのです。そういう意見交換をしながら良いものを作り上げていく事が大事です。この連合会の役割はそういうところにもあるんじゃないかと思っ

ています。

従来 日本というのは先進諸国に追いつき追い越せというのが大命題でした。そういう時は世界にモデルがあったわけです。あのモデルを目指してこうやろうと。ところが今やもう追いついちゃったわけです。日本は、追いつくどころか追い越しちゃった。特に介護の世界はそうだと思うんですけどモデルが無いんだと、世界に。逆にモデルを追いかけるのではなくて自分たちがモデルになるようなものを示すと世界に対してそういう自覚を持って取り組んでいかなきゃいけないんじゃないかと。これがこの日介連の役割の一つだと思います。

日介連ニュース
NO.27 (9 月号)



連載 私の軌跡～後編～ (片山 ます江)

最初は個人経営だったのが株式会社となり、それを売却して他の会社のお手伝いをしたこともあります。今は社会福祉法人「伸こう福祉会」の専務理事として、(2016 年時点) 特別養護老人ホームやグループホーム、デイサービス、有料老人ホームなど 8 の介護事業を運営し (2016 年 8 月時点)、いろいろな形で高齢者のみなさんの生活をお手伝いしています。

「驚かれるかもしれませんが、ご本人は老人ホームって「必要悪」かもしれないなと思うと言います。そもそも介護という仕事には、「おせっかいの塊」のような面があります。

「例えば、独り暮らしをしているお年術寄りを心配したご近所の方が、よかれと思って特養への入居を勧めることがあります。他人から見れば、散らかり放題の家のなかで非衛生極まりない状態だったり、不自由な足でヨロヨロと段差を上っていて、今にも転倒してしまいそうで見てられない状態だったり。でもそれが、暮らしているご本人にとっては、快適な環境かもしれない。そういう人を、「こんなところにいて何

かあった時にどうするんですか」、「火事を出したりすると近所にも迷惑ですよ」なんて言って逃れ出すわけですからね。

本来ならそれは、本人が決めればよいことです。慣れ親しんだ自分の部屋で暮らしたいと思ったとしても、それは当然でしょう。若いときに読んだ本をふと手にとったり、目に入った花瓶が娘の結婚式の引き出物だったことを思い出したり、そうしたものに囲まれた生活こそ、幸せな日常かもしれません。そんな日常を奪っていきなり老人ホームに入れておいて、「お花がきれいでしょ」、「おいしい紅茶が入りましたよ」なんて言葉をかけてもらっても、はた迷惑なだけでしょう。老人ホームがあるばかりに、自分なりの幸せをまっとうできない人がいるとしたら、私たちの仕事は必然的に「必要悪」の側面を持つのかもしれません。しかし、どうしても必要なものであるならば、いい仕事、納得できる仕事の形でお届けしたい。いや、絶対にそうでなければならぬと思っています。

著者紹介 日本介護事業連合会 常任理事 片山 ます江



大阪府出身。1976 年に認可外保育園「湘南キディセンター」を神奈川県藤沢市に開園。その後、老人ホーム「グラニー鎌倉」をオープンし、伸こう会(株)を設立。介護施設で初の ISO9001 を取得するなど常に先進的な取り組みを続ける。その後、伸こう会をベネッセコーポレーションへ売却し、その資金を元に社会福祉法人伸こう福祉会を設立。2012 年に米国の社会起業支援非営利組織アショカからシニアフェローとして選出されたほか、2014 年にはダボス会議で知られるシュワブ財団から日本人として初めて "Social Entrepreneur of the Year 2014" に選ばれた。人生の始まりと最後の時間を有意義なものにするために、特別養護老人ホーム、グループホーム、デイサービス、有料老人ホーム、ショートステイなどの 36 の介護事業と 8 つの保育事業を運営。

連載 介護報酬改定について（福元 均）

1. 高齢化社会の現状

わが国の65歳以上の高齢者人口は3,515万人となり、総人口1億2,671万人に占める割合（高齢化率）は過去最高の27.7%となっております。（2019年10月1日現在）。国民の4人に1人以上が高齢者の時代が到来しており、今後、総人口が減少するなかで、高齢者人口は2042年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少すると予測されております。一方、高齢化率は2042年を過ぎても上昇し続け、2065年には38.4%に達し、2.6人に1人が65歳以上、3.9人に1人が75歳以上という人類史上例のない超高齢社会となると予測されている現状です。（「平成30年版高齢社会白書」内閣府）。

このように超高齢社会を迎えた現在、高齢者介護に対する社会の関心は年々高まっており、そのなかで介護が必要になった高齢者を社会全体で支えるしくみが介護保険制度です。そこで、今回は介護保険法の特に直近の改正内容について話していきたいと思っております。

2. 2018年介護報酬改定の要点について

介護保険法では3年ごとに介護報酬の見直しを行なうと定められており2000年の施行以降03年、06年、09年、12年、15年、18年に改定が行なわれ、2018年4月に第6期の改定が施行されました。2018年度

の介護報酬改定は、2025年に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため、2015年改正の趣旨を踏まえ下記の四つが主な改正ポイントでした。

- ①特に所得の高い層の利用者負担割合の見直し（2割→3割）介護納付金への総報酬割の導入など
- ②全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ③「日常的な医学管理」、「看取り・ターミナル」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設
- ④介護保険と障害福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけ

基本的な考え方としては、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域包括ケアシステムをはじめとした地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする事に主眼が置かれました。

今回は、介護保険法改正における影響と業界動向についてお話出来ればと思います。

著者紹介 日本介護事業連合会 常任理事 福元 均



事務機器メーカー、外食産業、都市再開発事業を経て、医療介護業界に参入。医療法人、社会福祉法人の施設において介護職員から施設責任者まで経験を積み、その後、コンサルタントとして複数の会社の特養・老健施設、有料老人ホーム、グループホーム、デイサービス等の新規開発ならびに運営に20年以上携わる。介護施設M&Aの第一人者。2011年より、日本の「KAIGO」についてアジア各地で講演多数。
・一般社団法人日本介護事業連合会常任理事
・一般社団法人日中科学技術文化センター理事
・一般社団法人全国介護事業者連盟参与
・東京都福祉サービス第三者評価機関評価者

連載 我が国公的年金制度の歴史と発展「後編」 一般財団法人日本退職公務員連盟 鈴木 日出男

昭和50年代後半になると、我が国は諸外国にも例を見ないスピードで高齢化社会へと移行する。

一方、産業構造、就業構造も変化してきた。このような社会経済の変化に対応し、年金制度を長期に亘り健全かつ安定的に運営していく必要性が出てきた。すなわち、国民年金、厚生年金、各種共済年金等それぞれ分立した制度ではその運営基盤が不安定になる。一方、制度が分立していることにより、制度間の不均衡や過剰給付、重複給付等の調整が行われないと、長期的に安定した制度運営が行われなことも分かった。

このような状況の下、昭和60年改正が行われた。その主な内容は、全国国民共通の「基礎年金制度」の創設と給付水準の適正化で、制度の成熟期に加入期間が40年に伸びることを想定し、年金額を計算する場合の給付単価、支給乗率を段階的に逡減することとなった。その後、平成6年改正では、60歳前半の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢を平成25年までに60歳から65歳へと引上げる。

平成12年改正では、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳へ平成37年までに段階的に引き上げることとなった。その他、厚生年

金への加入年齢を65歳から70歳へ引き上げることも行われた。

そして、平成16年改正では、基礎年金の国庫負担割合を1/3から1/2へ引上げる。厚生年金の保険料率を平成16年から0.354%ずつ毎年引上げ、平成29年度以降は18.3%で固定する。

賃金の動向や労働人口等社会全体の保険料負担能力の変動に見合うよう年金改定率を調整するマクロ経済スライドの導入が行われた。

平成に入り年金受給者も増加の一途を辿ると共に加入期間の増加に伴い年金額も高くなっている。すなわち、公的年金制度にとっては成熟期を迎えている。

そして今後は少子高齢化がますます進行していく状況からマクロ経済スライドによる年金額の調整が行われるので、現役世代の手取り賃金に対する年金の水準は次第に低くなっていく状況である。

このように見てくると、現在の年金受給者は制度の上から見ると最も恵まれていると言える。昨今は、年金給付費の約7割は現役及び事業主の納めた保険料収入によって賄われている状況で、懸命に支えてくれている現役世代に感謝の気持ちを忘れてはならない。